# 平成31年第1回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日　　平成３１年１月２５日(金)

開催場所　　市役所　全員協議会室

開会時刻　　午後　　１３時３０分

閉会時刻　　午後　　１４時３０分

議　　長　　会長　　田中正仲

委員出席状況

| 議席番号 | 氏　名 | 出欠 | 議席番号 | 氏　名 | 出欠 |
|---|---|---|---|---|---|
| １番 | 田中　金治 | 出 | ８番 | 星野　次男 | 出 |
| ２番 | 萩元　不二夫 | 出 | ９番 | 木村　進 | 出 |
| ３番 | 高橋　英雄 | 出 | １０番 | 鴻村　正春 | 出 |
| ４番 | 細田　勉 | 出 | １１番 | 田中　正仲 | 出 |
| ５番 | 内田　文男 | 出 | １２番 | 渋谷　貞男 | 出 |
| ６番 | 栗原　実 | 出 | １３番 | 長堀　進 | 出 |
| ７番 | 梶　茂樹 | 出 | １４番 | 丸山　隆一 | 出 |
| 出席　１４名 | | | 欠席　０名 | | |

農地利用最適化推進委員出席状況

| 担当区域 | 氏　名 | 出欠 | 担当区域 | 氏　名 | 出欠 |
|---|---|---|---|---|---|
| 水谷1 | 増田　清次 | 出 | 南畑1 | 新井　稔 | 出 |
| 水谷2 | 船津　晴一 | 出 | 南畑2 | 清水　登與雄 | 出 |
| 鶴瀬1 | 金子　禮司 | 出 | 南畑3 | 柳下　春良 | 出 |
| 鶴瀬2 | 桑原　福治 | 出 | | | |
| 出席　７名 | | | 欠席　０名 | | |

職務のため出席した事務局職員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 嶋田　幹雄 | 事務局主査 | 池上　和也 |
| 事務局主査 | 吉野　武明 | 事務局主任 | 荒木　貢 |

富士見市農業委員会総会会議規則第4 条により会長が議長になり議事を進行した。

日 程 第 1　　議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

１２　番　　渋 谷　貞 男　委員
１３　番　　長 堀　　　進　委員
１４　番　　丸 山　隆 一　委員

日 程 第 2　　議　　　　事

第1 号議案　農地法第5 条第1 項の規定による許可申請について

○ 議長は、農地法第5 条第1 項の規定による許可申請1 件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、農地転用基準に照らし適当であるとした。

○議案第1 －1

（事務局説明）

申請目的「工場敷地の拡張」の案件でございます。

「立地基準」

・１０ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内であることから、第1 種農地と判断されます。
　第１種農地ですと農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できる場合があります。既存施設の拡張をする場合に拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2 分の1 を超えないものに該当する場合は許可ができ、今回の申請はこちらに該当されると判断されます。

「一般基準」

・盛土２００リューベイ。
・隣地境界には新設コンクリート L型擁壁を設置。
・汚水・雑排水はなく、雨水排水は砂利敷きのため、浸透させることとなっています。
・資金については、自己資金で金融機関の「残高証明書」が提出されております。
・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
・改良区からは、転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。

（担当委員の補足説明）

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

第2 号議案　相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
○議長は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認3 件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全て農地の利用状況の区分は、「自ら所有し、自ら農地として使用している。」と承認された。

○議案第2 －1
（事務局説明）
　本件は、平成１１年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が平成３１年の１２月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。
　事務局において、利用状況確認書に記載された農地4 筆７，４８０㎡について、１月9 日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

（担当委員からの説明）
　所有者宅を訪問してお話しを伺い、現地も確認ましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

○議案第2 －2
（事務局説明）
　本件は、平成１１年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が平成３２年の2 月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。
　事務局において、利用状況確認書に記載された農地１０筆8，１３４㎡について、１月9 日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

（担当委員からの説明）
　所有者宅を訪問し、現地も確認ましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

○議案第2 －3
（事務局説明）※市外農業者のため事務局説明のみ
　本件は、平成１１年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が平成３１年の１２月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、板橋税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。
　事務局において、利用状況確認書に記載された農地4 筆７，１８４㎡について、１月１０日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたしま

す。

第3 号議案　農業経営基盤強化促進法第1 8 条第1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

〇議長は、農用地利用集積計画の決定について1 件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り決定された。

〇議案第3 －1

（ 事務局説明）

・ 利用権の種類　使用貸借　　・ 土地利用の内容　畑

・ 設定の期間　平成 31 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日まで

・ 耕作面積　12,744 ㎡

・ 現地調査 1 月 15 日　所有地に遊休農地等なし

第4 号議案　生産緑地に係る農業従事者の証明について

〇議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明1 件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り承認された。

〇議案第4 －1

・ 申出事由…主たる従事者の死亡

（ 事務局説明）

主たる従事者は 10 年程前から足が不自由になり、平成 26 年に施設に入所し、平成 29 年 9 月 26 日に肺炎のため亡くなった。入所前は、家庭消費用にネギやナス、キュウリなどを作付けしており、年間 100 日程農業に従事していたが、足が悪くなるにつれ、草刈など保全管理の状態になり、現在は三男が草刈等保全管理をしている状況です。

（ 担当委員からの説明）

施設入所前に畑で耕作していたのを見かけておりました。事務局の説明のとおり問題ないと思われます。

第5 号議案　　生産緑地の取得の斡旋について

〇議長は、生産緑地の取得の斡旋1 件を議題として上程し、事務局の説明の後、斡旋がある場合には、事務局へ申し出ることとした。

（ 事務局説明）

本件、5 －1 につきましては以前総会において主たる従事者の死亡により「 生産緑地に係る農業従事者証明」について審議・ 承認いただいた案件に関しての斡旋でございます。その後、市に対して生産緑地の買取申出がありましたが、市では買取り予定がないため富士見市長より「 生産緑地の取得の斡旋について（ 依頼）」がございました。皆様には、2 月7 日までに営農希望者へ取得の斡旋をよろしくお願いいたします。

日 程 第 ３　　専決処理報告

１．農地法第4 条及び第5 条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3 条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

（専決の期間　平成３０年１２月１３日から平成３１年1 月１６日まで）

（１）農地法第4 条第1 項第7 号の規定による届出　２件

（２）農地法第5 条第1 項第6 号の規定による届出　４件

日 程 第 ４　　協 議 報 告 事 項

１．農業者年金の加入推進について

２．その他

---

議長は、平成３１年第1 回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

---

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成３１年1 月２５日

議　　長 ______________________________

１２　番 ______________________________

１３　番 ______________________________

１４　番 ______________________________